

## 労働者派遣法第23条5項に基づく情報提供

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率という）を公開することが義務付けられました。

許可・届け出番号：  
事業所名：株式会社システム・リノベイト

【対象期間：2023/6/1～2024/5/1】

①派遣労働者の数	
②派遣先の数	
③派遣料金の平均額	
④派遣労働者の賃金の平均額	
⑤マージン率	
⑥教育訓練に関する事項	
⑦その他労働者派遣事業の業務に関する参考事項	
⑧労使協定を締結しているか否かの別	

### 【マージン率に含まれる主な経費】

派遣労働者の賃金以外に必要となる経費は以下のようなものがあり、これらの費用を上記マージン率の中から捻り出しております。

- ・福利厚生
- ・派遣労働者の社会保険料
- ・教育研修費
- ・募集費用
- ・その他経費